# 編集委員会 会議録

| 会議の名称  | 第9回 編集委員会(実質的な協議の8回目)   |
|--------|---|
| 開催日時   | 平成 20 年 7 月 25 日 (金) 18 時 30 分から 23 時 20 分  |
| 開催場所   | 川口市 市役所 2階 第3会議室  |
| 出 席 者  | (委員長)鈴木委員長<br>(委員)木岡委員、落合委員、石井(邦)委員、河合委員、小島委員、<br>碇委員、北原委員<br>(オブザーバー)平部会長  |
| 会議内容   | ・川口市自治基本条例の素々案  |
| 会議資料   | ・素々案たたき台  |
| 光 言 内容 | ・はじめに、事務局から資料について説明していただきたい。(委員長) ・これまでの編集委員会の議論をもとに、事務局でまとめた(たたき台)ものである。(事務局) ・内容を確認していただき、次回(来週月曜日)ご意見をいただきたい。(委員長)  行政の役割・責務 ・第1検討部会では、市長から仕事を託された職員が誠実に執行するという内容を謳っている。 ・また、具体的な仕組みとして、市政オンブズマンを置くことを提案している。 ・第2検討部会では、住民ニーズの把握に努めること、まちづくり活動への参加の機会を提供すること、基金の設置を提案している。 ・第4検討部会は、市民のニーズに的確に横断的に対応することを提案している。 ・第5検討部会は、市民のニーズに的確に横断的に対応することを提案している。 |
|        | ている。  |

- ・第3検討部会は、行政は事業の遂行者としての位置付け、縦割の解消、 コンプライアンスなど他の部会と同じような内容を提案している。
- ・確認だが、一般的に「市」を指す言葉は「行政」でいいのか。 (以上、委員長)
- ・能力向上、育成などは「職員」でよいと思う。
- ・「市」というと、機関を指す場合と団体を指す場合がある。また、「市」 の構成員に「市民」を含める場合もあるので、これらは定義によって使 い分けたほうがいいと思う。(以上、総務課)
- ・それでは、用語の説明資料を用意していただき、その上で使い分けたい と思う。(委員長)
- ・第1検討部会が提案している「市政オンブズマン」について教えていた だきたい。
- ・市政運営において、権力の濫用や不正を監視するため、弁護士等に頼んで「オンブズマン」になってもらうことである。
- ・「市政オンブズマン」については、「市民提案制度」など関連しそうな制度と併せて、各部会でも検討していただきたい。
- ・住民ニーズの把握に努めるとは、具体的にはどういうことか。 (以上、委員長)
- ・代表的なものは「市民アンケート調査」であり、その結果は総合計画な どの計画策定の参考にしている。
- ・今は5年に1回の実施だが、定点的にやりたいと考えている。
- ・また、今は各部局がばらばらに「市民意識調査」を行っているので、統 一的に実施することも検討している。(以上、事務局)
- ・市役所は市民の意向を知る必要があり、本当は頻度を上げて行ったほうがよいと思うが、経費も掛かることなので、アンケートだけでなく説明 会の充実など別の手段も考えるべきだと思う。
- ・今の意見は「市政へのアクセス手段」に関ってくることでもある。

- ・ニーズを把握する手段とその後の反映方法について、各部会で検討して いただきたい。
- ・次に、「まちづくり活動の支援」について検討したい。(以上、委員長)
- ・(防犯、防災、歳末)パトロールなどは、市民(町会、自治会など)が主体となって活動している。
- ・市川市の1%ファンドは先進的な取り組みとして有名だが、他の地域に はそれほど広がっていない。
- ・また、市民が集まって基金を積むという取り組みもある。 (以上、オブザーバー)
- ・既に、NPO等からの提案に補助する制度がある。(事務局)
- ・既存の制度について資料を用意していただき、再度議論したいと思うが どうか。
- ・そもそも税金の一部であることから、1%制度については議員の反対も あったと聞いている。また、税金を納めた人しか出せないというのにも 問題があったと聞いている。(オブザーバー)
- ・団体において弊害になる可能性があると思われるが、そもそも自治基本 条例で謳うには具体的(個別的)過ぎると思うがどうか。
- ・「市政オンブズマン」のように盛り込んでおかないと実効性が担保されな いと思っている。
- ・「市政オンブズマン」については、「市民提案制度」とは狙うところが違っていて、権力が濫用されていないかを監視する機関である。
- ・「市政オンブズマン」制度は、市民だけではなく、職員や議員が審査を申 し出ることができる。(事務局)
- ・職員の規範としては公平性も重要かと思っている。効率性だけ追求する と公平性が損なわれる可能性がある。(オブザーバー)

- ・「コンプライアンス」に公平・公正という考え方を盛り込んではどうか。
- ・それでは、公平・公正を盛り込んだたたき台を作成していただきたい。 (委員長)
- ・「協働」を積極的に推進する旨を規定してもよいかと思うがどうか。
- ・第1検討部会では、市(職員)がやるべき仕事を市民がただ働きすることがあってはならないという考え方をしている。
- ・「協働」については、まだ着地していないと思うがどうか。
- ・第1検討部会の案では、市民の参画という視点で提案をしている。
- 「市政オンブズマン」は、費用が相当掛かる制度ではないかと思われる。
- ・その価値があるかどうかという議論だと思うが、川崎などでは実績があって、さらに市職員の受け皿にもなっていると聞いている。
- ・「市政オンブズマン」にどの程度の権限を持たせるかが重要である。
- ・行政の監視は議会の役割だが、今の仕組みが 100%でないところもある ので、新たな制度を設けるという方法はあるとは思う。
- ・カタカナ語はできれば避けたいと考えている。

## 組織運営

- ・第3検討部会では、生産性を追及するという視点が今までは弱かったのではないかと考えて提案している。
- ・また、どこの部署でどのように決まったのかが市民にとって分かりにく いため、意思決定の過程を説明するという内容も提案している。

(以上、委員長)

・組織は一度決定してしまうとなかなか動かせないが、日々移りゆく社会 経済状況の変化に的確に対応していく効率的な組織が求められていると 思っている。

・第2検討部会の提案は、従来行政が担ってきたサービスを見直し、企業 や市民に実施してもらうことも考えるという内容である。

(オブザーバー)

- ・組織の見直しはどのように行われているのか。(委員長)
- ・施設の管理を民間に担ってもらう指定管理者制度などについて、行革市 民会議に諮り組織のスリム化を進めている。
- ・また、組織運営委員会という組織で組織の縮小や統廃合を検討している ので、できた組織が既得権化しているということはない。(以上、事務局)
- ・志木市では、全業務を見直して3、4割は行政職員が直接やらなくても よいという結果を出しているが、こうした方法も一つには考えられる。 (オブザーバー)
- ・第1検討部会の提案は簡素で機動的な組織であることを基本としているが、そうした組織にするために迅速に対応するということである。しかし、「行政」という言葉ではなく「市政運営」という言葉を使っているので、個別のところだけを見ていると少し分かりにくいかもしれない。
- ・市がやらなくてもいいことを民間に委託するなどの見直しは必要だと思うが、行政だからこそできること、やるべきこともあると思っている。 本当に委託していいのかどうか、企業万能論では間違いが起こる可能性があると思う。
- ・例えば、保育園(所)は公立ということで継続性が担保されているが、 民間になるとリスクが伴うケースがある。
- ・また、水道では、水道料金の支払いが滞る人に対して水を止めるという 手段があるが、福祉部門と連携することなども考えるべきだと思ってい る。
- ・これは相当政策的な判断が伴うので、自治基本条例に謳うことについて はどうかと思っている。
- ・民生委員の立場では、行政が簡素化されることによって民生委員の負荷 が大きくなると思っている。ボランティアの名前の下で弊害が生じてい

ないかを注意していただきたい。

- ・行政サービスの検証、見直し、業務を委託することによるリスクについて規定することとする。(委員長)
- ・部会でも同様の議論があったが、政策的な判断ということも理解できる。 しかし、事細かに書く必要はないと思う。
- ・10人でやる仕事を8人でやるとなると、そこには工夫や努力が必要となる。効率を上げるということは、行政でも民間でも非常に重要なことである。
- ・第4検討部会では、自治基本条例と総合計画との役割分担を明確にし、 政策的なことは総合計画に任せるべきという議論があった。
- ・市長が教育委員会をコントロールすることについて、自治基本条例は教育委員会を拘束できるのか。(オブザーバー)
- ・教育委員会は、政治が介入しないという独立性が保たれている。(事務局)
- ・執行機関という言葉を使えば、教育委員会などの行政委員会も含まれるので、条例であれば拘束することができる。しかし、規則は市長権限なので、他の執行機関を拘束することはできない。(総務課)

# 危機管理

- ・第 1 検討部会は、危機管理体制の整備・訓練と文書保存について提案しているが、理由としては、過去に市役所が火事になったことがあり、書類等が焼失したという事件があったことによるものである。
- ・さらに、個人情報の管理についてもここで言及してもいいと思っている。
- ・現状はどうなっているか、資料を揃えていただきたい。その上で、検討 したいと思う。(委員長)

# 行政評価、行政監査、個人情報保護

- ・第1検討部会では、業務の必要性を再度確認し、見直すということを提 案している。
- ・第3検討部会も同じ趣旨である。(委員長)
- ・監査にも少し関ってくると思うがどうか。
- ・第5検討部会では「行政監査」について十分議論してきた。
- ・監査は税金が適切に使われているかどうかを見るもので、「行政評価」とは違うと思われる。(委員長)
- ・PDCA (Plan Do Check Action) というマネジメントサイクルがあり、 計画したことが一定の成果を上げているかどうかを確認するために「行 政評価」がある。言わば、業務の自浄作用を促すものだと思っている。
- ・「行政監査」については、第1検討部会では「公益通報制度」を設けて、 通報した人が不利益を被らないようにすることを提案している。ここで は、内部通報制度を柱の1つに考えている。
- ・「公益通報制度(内部通報制度)」とはどういうものか。(委員長)
- ・公益通報(内部通報)については最近法律ができたが、市職員が不正を見つけると、市の総務課や担当省庁、警察などに申し出るという制度で、市では既に制度化(要綱)している。また、市役所が市民などから通報を受けた場合も同様に、法律によって通報した本人を保護した上でしかるべき対応を図ることとされている。(事務局)
- ・市民はこの制度を知らないという点が問題だと思うがどうか。(委員長)
- ・既に制度化されていても、市民が分かるように規定は残すという考え方 もあると思っている。
- ・制度があっても、知らなければ活用されないだろう。(委員長)
- ・「監査」について、第5検討部会から提案している「市民に分かりやすく 公表する」という規定は必要だと思う。

- ・「個人情報保護」については既に制度化(条例)されているが、敢えて規 定している。(委員長)
- ・既に制度化されていても、市が個人情報をしっかり管理するということ なので、必要な規定であると思っている。
- ・民生委員という立場でも「個人情報はだめです」という一言で断られて しまうことがある。これにより、高齢者世帯の調査(把握)や災害時緊 急連絡先の取得などが非常に困難になっている。
- ・個人情報保護条例に例外規定を設けてはどうか。
- ・個人情報保護条例は、市が保有している個人情報に限った規定である。 (総務課)
- ・防災については市からの依頼により名簿等を作成しているが、それでも 情報の取得が難しいというのが実情である。
- ・例外として、独居老人等の情報は出していいということにはならないのか。
- ・大元の法律を変えてもらわないと対応は難しい。(総務課)

## 総合計画

- ・計画が実態に合わなくなることがあるので、計画に謳われている施策等の優先順位をその時々の情勢に応じて見直すということを提案している。さらに、計画の進行管理についても提案している。(委員長)
- ・マネジメントサイクルでは、計画の進行は「行政評価」で確認するということになっている。
- ・第5検討部会では、市民が計画の策定途中で意見を言えるようにという 提案をしている。
- ・「総合計画」の策定段階で市民が意見を出せるということは、強調するべ

きだと思う。

- ・第1検討部会が指摘している「中期財政計画」や「市政経営計画」など は、実際に作成しているのか。
- ・公表されているかどうかは分からないが、作成していると聞いている。
- ・「総合計画」は、自治基本条例を踏まえたものにするということを規定してはどうか。
- ・第5検討部会の「自治基本条例の趣旨に則り」という言葉を入れればよ いと思うがどうか。
- ・自治基本条例と「総合計画」がバッティングすると聞いたことがあるが、 どういうことか。
- ・政策は「総合計画」で、理念は自治基本条例でというように役割分担を 明確にすれば、重複することもないと思う。
- ・自治基本条例はルール、「総合計画」はプランと言われているが、双方に何でもかんでも盛り込もうとすれば、ご指摘のように重複するかもしれない。(以上、事務局)
- ・市民が主権者であるならば、市民のニーズ = 「総合計画」でなければならないと思う。しかし、「総合計画」の策定にあたって、どれだけ市民のニーズが踏まえられているのかは疑問が残る。
- ・自治基本条例は「市の自治の仕組み」を確認するものであり、「総合計画」 は行政活動そのものの話なので、市民の信託を受けている市長が計画を 決めればよいと思う。
- ・我々は自治基本条例で「川口市のビジョン」を掲げているが、これは理 念的な規定であるので、プランには該当しないと理解している。
- ・「総合計画」は細部にわたって確認した。自治基本条例では、計画が実態 と乖離しないようにということを規定してはどうか。(委員長)
- ・「総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造となっており、具体的な事業を盛り込んでいる「実施計画」を毎年ローリン

グすることで実態と乖離しないように対応を図っている。(事務局)

- ・「基本構想」を議会で議決しているので、「総合計画」自体を議会で責任 をもって見守ることとしてはどうか。(オブザーバー)
- ・議会では、予算と決算をベースに「総合計画」を確認しているという考 え方ができると思う。(事務局)
- ・例えば「運営適正化委員会」のような組織は重要だと思ったので、第 3 検討部会から提案している。(委員長)
- ・「運用適正化委員会」が機能すれば、議会は要らないということになって しまうのではないか。
- ・二元代表制によってお互いに緊張感を保ちながら運営している。そこに「運営適正化委員会」という3つ目の権力機構を作るという提案だが、 その機構のチェックはどうするのか、誰がやるのか、言い始めたらキリがないと思う。必要性や役割などについて、しっかりと議論する必要があるだろう。

#### 財政

- ・第1検討部会からは、財政情報として、将来の見通しを公表すること、 健全化の目標を定めること、歳計外現金等の透明化を提案している。
- ・第5検討部会からは、市民に分かりやすい情報を公表するということを 提案している。
- ・"全ての市民に分かりやすく"は無理があると思う。
- ・また、膨大な資料を作って公表しても読まれなければ、結局は同じこと になると思う。
- ・読む、読まないは仕方がないと思っている。要は市当局に緊張感を持ってもらうことが大事だということである。
- ・夕張市の破綻は粉飾決算が行われた結果であり、財政状況を透明にする

ことが重要なのだ。

- ・また、グラフなどを見ても分からないところがあれば、その辺はしっか りと説明する必要があると思う。
- ・第 1 検討部会と第 5 検討部会の提案は共通する部分があるが、行政としてどこまで踏み込むかという程度はかなり違う。
- ・因みに、総務省が危険なラインについて管理しているが、第 1 検討部会 のように、そのラインのもっと手前の段階を目標値として設定するとい うのは、かなり踏み込んだ提案だと思われる。
- ・また、正直を言えば、将来(数年先)の財政見通しまで公表するという のは、行政はなかなかやりたがらないことである。(以上、事務局)
- ・分かりにくいことを分かりやすく説明する努力が必要だということで、 説明を省くということではない。
- ・市の HP を確認したが、分かりやすくする努力はしていると感じた。しかし、実務を知っている人にとってであって、一般には分かりにくいのではと思った。(委員長)
- ・「財政」を理解するには個々人が努力しないと無理だと思う。例えば、生活保護が増加していることは、よい事なのか悪い事なのかの判断は難し いと思っている。
- ・分かりやすい表現であることは大事だと思っている。
- ・「財政」については、職員や議員にとっても分かりやすい資料を作ることが必要である。(事務局)

## 情報公開

- ・「情報公開」については、市民に対して説明責任を果たすということが基本だと思う。
- ・第5検討部会では、権利として位置付けたということと、市民の共有財産と位置付けた点が特徴だと思う。

- ・第3検討部会は、政策の策定過程を透明化するということを強調している。(委員長)
- ・第4検討部会では、個別条例で検討すると提案している。
- ・第1検討部会でも「市民の権利」のところに盛り込んでおり、第5検討 部会と共通するところがある。
- ・情報の範囲について規定しているのは第5検討部会だけだ。

## 職員の能力向上・意識改革

- ・第1検討部会は、市民の公僕として頑張ってほしいという点をまず確認 し、採用・育成を述べ、情実人事にしてはならないことを提案している。
- ・第2検討部会では、まちづくりについて「職員の意識の高揚」、「市民活動に参加する環境の整備」を提案している。
- ・第3検討部会では、各課の職員にヒアリングを行ったが、職員は市民の 立場に立つこと、意欲・使命感の評価、免職などについて議論してきた。 また、外部からの評価の必要性についても議論している。
- ・さらに、異動が多いことによる専門性の低下やリーダーシップを発揮する職員の減少などについての指摘もあった。(以上、委員長)
- ・「人事評価」については民間企業でも相当苦労している中で、営利を求め ているわけではない行政での導入は非常に難しいと個人的には思ってい る。
- ・市民と接するとき、職員の人柄が大きなウエイトを占めていると思って いるが、これは「人事評価」では解決できないことである。
- ・また、市民側から言わせてもらえば、エキスパートには異動しないでも らいたいと思う。
- ・個人ではなく組織として改善することが重要であり、そのために「人事 評価」があると思っている。

- ・窓口業務で人によって対応が違うということは多々あるが、"評価が難しいから取り組まない"とはしてもらいたくない。市民が一番気にしていることの1つだと思っており、質的な最低保証をしてもらいたいという願いがあると思う。
- ・「人事評価」まで踏み込むかどうかについては、各部会でも議論していた だきたいと思う。(以上、委員長)
- ・職員1人当たりの業務負荷などを確認し、組織としてどうするかということも検討しなければならないと思う。
- ・第1検討部会は職員に頑張ってほしいという視点で提案しているが、基本条例なので事細かには書き込めないと思っている。
- ・第3検討部会の提案はトップや幹部に対する規定であると思うので、地方公務員法との関係を確認しながら再度検討してはどうか。
- ・今の議論から言えば、職員の育成や指導は「市長の責務」に該当すると 思われる。

# 国との関係、広域連携、国際協力

- ・第1検討部会は、地方分権の時代であることと川口の地政学的な位置を 踏まえて提案している。
- ・第 5 検討部会は、"国や県と対等になった"という点を強調するとともに、 外国籍住民も多いので国際的な協働を進めることを提案している。
- ・「他の自治体との連携」については相手があることなので川口だけが言ってもどうかと思うし、国からも依然として縛りがあるので対等な立場ではないと思うし、住民登録をしていない外国人の扱いがどうなるかなど、 規定するにしてもかなり難しいと思うがどうか。
- ・海外との関係(協力)は一般的な理念としては理解できるが、実際にどうするかは政策論になるので、自治基本条例に規定するかどうかは十分な議論が必要だと思う。

- ・共通の行政課題に広域的に対応するのはそれほど難しいことではないので、「近隣自治体との連携」は問題ないと思う。
- ・国との関係については、通達行政の延長線であるのは確かだが、地方分権下において「自己決定・自己責任」の考え方は非常に重要なので、この規定は必要だと思う。
- ・川口には姉妹都市があるのか。
- ・広く様々な都市と関わることを基本としているので、姉妹都市は持たな い考え方である。(事務局)
- ・外国人との「国際交流」は今後重要になるので、一文は入れておいたほうがよいと思う。
- ・通達行政の延長という点は同感である。市に問い合わせしても「厚生労働省の返事待ち」というような回答はよくある。(委員長)

# 改正続き、運用検証委員会

- ・第2検討部会は、実効性を高める仕組みの1つとして、一定の時間軸を 設定することを提案している。目標を設定しないと、いつまでも御座な りになる可能性がある。さらに、時間軸を設定したほうが市民にとって 分かりやすいと思っているがどうか。
- ・「別途条例で定めます」というときに、いつまでかという点は大事な要素である。(オブザーバー)
- ・「ビジョン」というのは目指すべきまちの姿を示すということで必要だと 思うが、理念的な内容を設けるのが自治基本条例だと思うので、時間軸 を設定するのは趣旨にないと思うがどうか。
- ・この条例の目的は"いいまち"を作ることだと思っている。自治という のはそのための手段だと考えている。
- ・時間軸を設定して政策を推進するのは、総合計画の役割だと考えている。 (事務局)

- ・この条例は何のための条例か散々議論し、"まちづくり条例"ではないことを確認している。
- ・やはり、「ビジョン」を具体化するのは総合計画等だと思うがどうか。
- ・第 1 検討部会が指摘しているように、この条例では「住民自治の仕組み」 を確立することが目的だと思っており、自治が確立した上で"いいまち" ができることは当然にして重要なことだと思う。
- ・自治基本条例の「ビジョン」を具体化するためには、別に計画(総合計画等)が必要だということである。
- ・第2検討部会から提案されている「ビジョン(案)」の多くは、総合計画でカバーできる領域と考えている。(事務局)
- ・総合計画で時間軸を設定して政策を推進するのであれば、自治基本条例 に時間軸は必要ないということになる。
- ・憲法たる自治基本条例に「ビジョン」が必要なのか。
- ・自治基本条例は「ビジョン」を実現するためのものと考えており、定期 的に見直しが必要だと思っている。
- ・さらに、総合計画には自治基本条例の「ビジョン」を反映させればよい と考えている。
- ・今の議論は「自治基本条例とは何か」という点に立ち戻るが、重要なことなので各部会でも検討していただきたい。
- ・また、「改正手続き」と「運用検証委員会」は密接に関わっているので、 「運用検証委員会」の必要性と併せて、改正手続きについても各部会で 検討していただきたいと思う。(以上、委員長)
- ・自治基本条例はある程度の期間通用するものだと考えているが、改正の 必要性が生じたならば、通常の条例と同じ手続きで改正すればよいと思 っている。
- ・また、「運用検証委員会」は何を検証しようとしているのかが明確になっていないので、議論が必要だと思う。

- ・見直しは定期的に行うべきという意見であり、改正の条件として特別多数決(議決)を提案している。
- ・3 分の 2 (特別多数決)とした理由は、自治基本条例が最高法規であることに鑑み、高いハードルを設けたほうがよいということであった。
- ・第4検討部会は、改正手続きは必要ないと考えた。
- ・定期的に見直すかどうかは、市長や議会が判断すればよいことであって、 市民も必要性があれば提案すればよいことだと思う。理念をいつまでに 見直せということもないように思う。
- ・見直しの理由としては、定期的な見直しが必要ということ、検証委員会を設けるかどうかということ、今後成長していくから修正が必要ということの3点を挙げることができると思う。(委員長)
- ・車も同じだが、作ったときは完璧だと思っても、動かしてみなければ、 マイナーチェンジの必要性などは分からないものである。
- ・最高規範性を担保する手段として、改正については、いくつもハードル を設けるとか高くするとか、厳しくする必要があると思っている。
- ・定期的な見直しの機会があれば、改正手続きは必要ないという意見もあると思う。(委員長)
- ・3 分の 2 (特別多数決)は、地方自治法に抵触しないかどうかをチェックする必要がある。
- ・地方自治法上で特別多数決の規定に当てはまるものでないと3分の2に するのは難しいと思われる。(総務課)
- ・住民投票を行うという手段もあるだろう。(オブザーバー)
- ・特別多数決という制度があるから3分の2という提案をしているだけで、 特に拘ってはいない。要は最高規範性をどう担保するかである。

- ・「運用検証委員会」は、誰が何を検証しようとしているのかイメージでき ない。
- ・自治基本条例で約束したことが履行されてない場合、約束は守りなさい と提言することである。(委員長)
- ・検証大会程度でよいのではないか。
- ・「住民投票条例」や「市政オンブズマン」を設置することになっていても、 設置されないことなどが想定される。(委員長)
- ・第3と第5の「運用検証委員会」の権限は、相当異なっているがどうか。
- ・第3検討部会は、自治基本条例が約束した仕組みを作ろうとしているか どうか、できたかどうか、うまく機能しているかどうかをチェックしよ うという考え方である。
- ・この件については、各検討部会で、設けたとき設けないときの効果とリスクを検討していただきたい。(以上、委員長)
- ・第3の権力となってしまうことに危惧している。
- ・携わった事務局職員が全て異動してしまい、新しい職員が自治基本条例 など意に介さないようになったらどうするのか、最悪の場合廃止された らどうするのかという点まで考えていただきたい。(委員長)
- ・議会や市長が間違った場合は選挙という形でチェックされるが、「運用検 証委員会」が間違ったら誰がチェックするのかということも考えるべき だ。
- ・きっちりと検証する必要があるということである。(委員長)
- ・「運用検証委員会」に指導や処遇の権限を与えることには、相当慎重にな らないといけないという議論である。
- ・部会長のコメントも踏まえて、各部会で議論していただきたい。
- ・しかし、「運用検証委員会」からの助言・提言を市長や議会が受け入れな

|        | かったらどうなるのか。(以上、委員長)   |
|--------|---|
|        | ・それこそ、選挙で洗礼を受けるということになるだろう。   |
|        | ・それでは、各部会で「運用検証委員会」の必要性と権限についても検討していただきたい。<br>・以上で、全ての点について議論したので、一旦、事務局でたたき台を作成していただきたい。(以上、委員長) |
|        | ・事務局案として作成するが、編集委員会でまとまってない項目は限界がある。(事務局)   |
|        | ・できるところはまとめて、そうでないところは併記でも構わない。<br>・以上で、本日の編集委員会は終了とする。(以上、委員長)                                   |
| 次回以降日程 | 7月28日(月)18時30分~   |